

「自給」と「提携」、身の丈の有機農業の推進を！

「みどりの食料システム戦略」法制後の課題

日有研有機農業推進委員会

はじめに

昨年5月に「みどりの食料システム戦略」（以下「みどり戦略」）

が策定され、法制化の論議を経て、この4月22日に「環境と調和のとれた食料システムの確立」のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」、および「植物防疫法の一部改正」が成立、5月2日に公布された。

これは今後、国の「基本方針」、その後に地方自治体での「基本計画」でより具体的な施策となっていくので、今後とも提言をしていく。併せて「食料安全保障」や食料・農業・農村基本法の見直しも議論の俎上に上がってきた。これにも対応していきたい。

そこで、私たちの基本的な立場を再確認した上で、今後課題となるポイントを挙げてみた。これは一部であり、地域の状況により多様であると思う。会員のみなさまからのご意見、ご感想をお寄せください。地域での検討、それぞれの自治体への提言等もよろしくお願いします。

1. キーワードは「小規模」、地域の「自給」と「提携」

基本的な方向性

まず、私たちの基本的な立場を再確認しておきたい。さまざまな表現は可能だが、端的には次のようにいえるだろう。

自然の摂理に則り、環境を汚染しない、生態系を守り活かした、本来あるべき、生命を尊重する農と食、社会をめざす

そして、農業に即していえば、次のようである。

- ① 生産者と消費者が協同の精神でつながる、地域の「自給」と「提携」

② 身の丈（中小規模、家族経営内で耕作可能な面積）の複合的な有機農業

③ 工業的農業（近代農業、過度のスマート農業、ゲノム編集を含む遺伝子操作や培養肉等）ではなく、伝統知を現代に活かした本来のあるべき農業

「小規模」で多くの人びとが農に関わる

一人ひとりの「自給」から

今、農村で求められるのは、少数の大規模な「担い手」（効率的かつ安定的な農業経営になつてている経営体）の「認定農業者」だけではなく、地域に住み続ける多くの人びとである。大規模な販売農家、専業農家だけでなく、自給的農家・兼業農家やI・Uターン者・新規就農者を「担い手」と位置づけ直すべきである。

環境支払いにおいては、「小規模」を手厚くすることが望ましい。このことは、国連「家族農業の10年 2019～2028年」（表）にも運動する。さらに、住民による家庭菜園・市民農園・コミュニティ農園で農を営む人びとの「農に携わる人びと」を増やしていくことが必要だ。

「提携」は、生産者と消費者が協同の精神でつながり、「食べもの」を分かち合うしくみである。農家は安心して有機農業を継続することができ、有機農業の持続性と多面的な強みを發揮できる。「提携」活動の原則は「提携10か条」（1978年）（6頁参照）に記されている。これを原点に、時代状況と地域それぞれの状況に応じて、生産者と消費者の有機的なつながりを広げていきたい。

「地域自給圏」と「流域自給」をつくり出す

地域に広がる「提携」では、有機朝市や直売所など手近なところで有機の農産物が受け取れるようになる。自治体や公的機関は、そのための場所や用地を無償で提供し、都市の場合は、農村地域との連携についても支援すべきである。

次にみるように学校給食等の公共調達による有機化や、公共施設等での「グリーン調達」（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）における「食堂」での配慮事項「可能なかぎり近隣の有機農業

表 国連「家族農業の10年」（2019年～2028年）の世界行動計画

| 重要事項 | | 柱 |
|---------------|-------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 政策 | 政策 | 家族農業の強化を実現できる政策環境を構築する |
| 2 若者 | 若者 | 若者を支援し、家族農業の世代間の持続可能性を確保する（横断的柱） |
| 3 女性 | 女性 | 家族農業における男女平等と農村の女性のリーダーシップを促進する（横断的柱） |
| 4 農業組織 | 農業組織 | 家族農業組織とその知識を生み出す能力、加盟農民の代表性、農村と都市で包括的なサービスを提供する能力を強化する |
| 5 レジリエンス（回復力） | レジリエンス（回復力） | 家族農家、農村世帯および農村コミュニティの社会経済的統合、レジリエンス（回復力）および福祉を改善する |
| 6 気候変動 | 気候変動 | 気候変動に強い食料システムのために家族農業の持続可能性を促進する |
| 7 多面的機能／多就業 | 多面的機能／多就業 | 地域の発展と生物多様性、環境、文化を保護する食料システムに貢献する社会的イノベーションを促進するために、家族農家の多面性を強化する |

出典 関根佳恵 家族農林漁業プラットフォーム・ジャパン総会記念講演（2022年6月5日）資料

で生産される農産物（とそれを使用した加工食品）の利用の推進」を実現させることも、「有機」を身近なものにするだろう。

そのようにして、「自給」と「提携」、その広がりを核に「地域自給圏」をつくり出すこと、そして、農村と都市が流域に沿ってつながる「流域自給ネットワーク」をつくり、伝統に根差す農と食の文化を現代に活かす「田園文化社会」をめざしたい。

2. 今こそ、学校給食の有機化・無償化を

「食育」や「環境教育」も視野に

今、とりわけ小さい子どもをもつ若い母親たちから「学校給食の有機・無償化」の声が彷彿としてわき上がっている。子どもたちにこそ、地元で生産された「有機」の新鮮で滋養に富む旬の野菜や米・麦・大豆を食べさせたい。これについても、基本的には「自給」の理念とそれを分かち合う「提携」の道を探るのが早道だ。

早くから各地で「提携」有機農家・農家グループによる学校給食・保育園等への供給が行われてきた。農家との交流、農作業体験、学校農園などを通して、農のもつ教育力も發揮できる。栄養・健康をはじめ伝統食や地域の農業を学ぶ食育、農業と里山とのつながりなど環境や生物多様性保全の観点から学ぶこともできる。

学校給食の有機化を総合的な施策で

学校給食の有機・無償化は、有機農業推進の見地からもきわめて有効だ。近年の好例は、千葉県いすみ市（人口約3万8千人、給食2300食）がほぼ4年間で、学校給食用米を地元産で100%有機にし、その後は畑作物にも取り組んでいる事例だろう。

いすみ市では、

- ①明確な理念やビジョン（自然と共生する里づくり）を持ち、
- ②推進のための協議会（市民団体、農業団体、JA、商工会や観光協会など40団体）をつくり、
- ③農業技術面での的確な指導と関係者の連携（有機農業の技術蓄積のある「民間稻作研究所」の指導と、農家、普及指導員、JA、市が連携）をすすめ、
- ④確かに安定的な需要（市内の学校給食に供給、給食費増額分は市の産業振興予算から支出）によつて、
- ⑤消費者の理解増進（食農教育、米づくりの教育ファーム、直売所で地産地消など）も行うなど、多方面からの条件整備が行われたことにより、学校給食米の有機化が達成された。
国の有機農業推進施策の一つ、「オーガニックビレッジ宣言」の市町村づくり（みどり戦略で補強され、2025年までに100都市をめざす）の有力なモデルの一つといえる。

「公共調達」の推進を

学校給食の有機化・無償化の要求は、国の施策により「公共調達」として「安定した供給先」を確保し、それを引き金に、地域に総合的な有機農業推進のための諸施策を求めるものだ。いすみ市の場合は、市の一般会計で有機米による経費増が賄われたが、国の施策として、国の予算化による学校給食の有機化・無償化を要求していくたい。

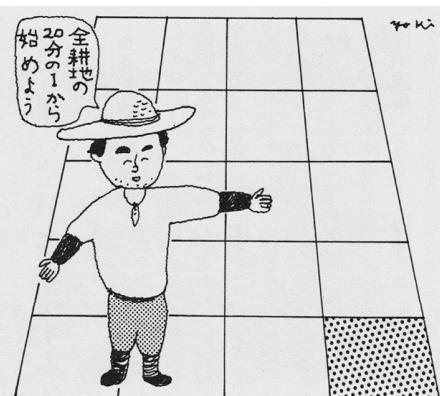
また、あわせて、地域では「今治市食と農のまちづくり条例」（愛媛県）、「オーガニックなまちづくり条例」（千葉県木更津市）のよう、条例策定も視野に入れたい。

3. 「みどり戦略」法制後、特に求められる施策

「みどり戦略」では、このほど、2030年までの中間目標を打ち出した。有機農業面積は、現状の2・35万ha（2016年）を6・3万haにする、農薬（リスク換算）10%低減、化学肥料20%低減というのだ。

『沈黙の春』（1962年）の警告からすでに60年。地球環境の限界を示す「プラネタリー・バウンダリー」でも生物多様性の危機の危険度がきわめて高い。さらに、農薬等が子ども（胎児含む）の健康（発達障害等）に影響を及ぼすことが専門家の間で認識され、この面からの警告も発せられている。

特に、ネオニコチノイド系農薬、有機リン系農薬（クロル・比利ホス等）、グリホサート製剤の除草剤などは「予防原則」の考え方で、いまでも禁止措置・厳しい規制をすべきである。化学肥料については、100%輸入に頼っていることから、「食料安全保障」の観点からも、速やかな有機農業への転換を図るべきである。



大平博四著『新編 有機農業の農園』
(健友館、1983年) p.159より転載。

有機農業と、減農薬・減化学肥料の「特別栽培」を含む慣行農業には、思想と技術に大きな隔たりがある。

まずは小さな区画からであっても、それを全面的に有機農業に転換していくことを提唱したい。緑肥・雑草も活用した土づくりをし、品種を選んで適期栽培をすれば、日照・

② 「有機種子・種苗」の供給体制の整備と支援を

質の高い有機農業の生産拡大に欠かせない「有機種子・種苗」の供給体制を整備すると共に、自治体や民間有機農業団体等が行う有機種子の供給活動を支援すること。また、「在来品種」「地方品種」の保存・継承活動を支援すること。そのための国の法律、及び自治体においては条例を整備することも必要だ。

③ 「有機」表示と認証・確認のしくみの改善を図る

地域で「提携」を実施する農家の農産物や、消費者など関係者に

降雨に恵まれた温帯アジアモンステンの日本列島は有機農業に適しているといえる。

日有研足から50年余が経ち、草創期の試行錯誤を経て、稻作でも畑作でも、安定的で十分な収量が確保される域に達している。このようなこれまでの実績を、農林水産省の有機農業推進施策でも、共有し「横展開」を図るとしている。日有研としても、さまざまな媒体を使い発信していくことが必要だ。

次は、特に求められる施策を挙げてみた。

① 「有機農業」に資する本格的な農学研究、調査研究、教育を

各地のこれまでの有機農家の実践・成果を共有し、発展を視野に入れて、有機農家等の協力を得ながら、「有機農業」に資する本格的な農学研究、調査研究および教育を、①大学・大学院、②各地の農業大学校、③各地の農林環境専門職大学、④農研機構、地方自治体農業研究所等において強化すべきである。そして、これらを通して有機農業の指導者、有機農業の担い手の育成にもつなげていく。

参加型保証（たとえば、IFOAMのParticipatory Guarantee System・PGS）に準じる方式により確認した農産物への有機農業に関する表示のあり方について、この検討を積極的に進め、「有機」表示と認証・確認のしくみの改善を図ること。

④ 「有機農業公園」や体験農場などの整備・運営

身近なところで有機農業の実践風景を見たり体験できる「有機農業公園」や体験農場などを、①自治体、②農協、生協など協同組合、③NPOなどの市民団体、民間の研究所等がつくり、運営することができるようになり、支援すること。それにより、有機農業への理解が深まり、有機農業推進につながる。

4. 「日本オーガニック会議」との連携・協力

「みどり戦略」法制化の動きと共に、昨年10月から、従来の「有機農業関連団体連絡会議」が発展して「日本オーガニック会議」が12月8日に設立された（代表・大和田世志人全国有機農業推進協議会理事長。6月現在、44団体・個人）。

これは、連絡会議として政策提言などをしていく組織と実際の「日本オーガニックカンファレンス」実施の実行委員会としての二重の役割をもつ。日有研も「実行委員」（魚住道郎理事長）として、政策提言等に積極的に意見を発言・発信すると共に、「第1回日本オーガニックカンファレンス」（6月18日）開催に協力した（第2回は9月16～18日を予定）。

今後、国のみどり戦略法の「基本政策」の策定が夏から秋にかけて行われる。また、食料安全保障に関連して、食料・農業・農村基本法（1999年）の見直し改定も始まると思われる。

日本オーガニック会議はこうした動きに対応していきたいとなるので、日有研として連携・協力し、日有研としての主張を強めていきたい。

（文責・久保田裕子）

■ ■ ■ ■ ■ 生産者と消費者の提携の方法（提携10か条） ■ ■ ■ ■ ■

- 1 相互扶助の精神 生産者と消費者の提携の本質は、物の売り買い関係ではなく、人と人との友好的付き合い関係である。すなわち両者は対等の立場で、互いに相手を理解し、相扶け合う関係である。それは生産者、消費者としての生活の見直しに基づかねばならない。
- 2 計画的な生産 生産者は消費者と相談し、その土地で可能な限りは消費者の希望する物を、希望するだけ生産する計画を立てる。
- 3 全量引取り 消費者はその希望に基づいて生産された物は、その全量を引き取り、食生活をできるだけ全面的にこれに依存させる。
- 4 互恵に基づく価格の取決め 価格の取決めについては、生産者は生産物の全量が引き取られること、選別や荷造り、包装の労力と経費が節約される等のことを、消費者は新鮮にして安全であり美味しい物が得られる等のことを十分に考慮しなければならない。
- 5 相互理解の努力 生産者と消費者とが提携を持続発展させるには相互の理解を深め、友情を厚くすることが肝要であり、そのためには双方のメンバーの各自が相接触する機会を多くしなければならない。
- 6 自主的な配達 運搬については原則として第三者に依頼することなく、生産者グループまたは消費者グループの手によって消費者グループの拠点まで運ぶことが望ましい。
- 7 会の民主的な運営 生産者、消費者ともそのグループ内においては、多数の者が少数のリーダーに依存しすぎることを戒め、できるだけ全員が責任を分担して民主的に運営するように努めなければならない。ただしメンバー個々の家庭事情をよく汲み取り、相互扶助的な配慮をすることが肝要である。
- 8 学習活動の重視 生産者および消費者の各グループは、グループ内の学習活動を重視し、単に安全食糧を提供、獲得するためだけのものに終わらしめないことが肝要である。
- 9 適正規模の保持 グループの人数が多かったり、地域が広くては以上の各項の実行が困難なので、グループ作りには、地域の広さとメンバー数を適正にとどめて、グループ数を増やし互いに連携するのが、望ましい。
- 10 理想に向かって漸進 生産者および消費者とともに、多くの場合、以上のような理想的な条件で発足することは困難があるので、現状は不十分な状態であっても、見込みある相手を選び発足後逐次とともに前進向上するよう努力し続けることが肝要である。